

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の主体の名称

沖縄県

2 地域再生計画の名称

資源の有効活用等による自立型経済構築・地域再生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年6月からの約8年間

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 沖縄県の現状と課題

沖縄県は、昭和47年5月15日の本土復帰以降、沖縄振興開発特別措置法に基づく3次にわたる沖縄振興開発計画の下で、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」に向けて総合的な施策が展開されたことにより、各面にわたり本土との格差は次第に縮小されるとともに、県民生活の向上など社会経済は着実に進展してきた。しかしながら、社会資本の整備等については、なお多くの課題を抱え、産業振興や高度化する県民ニーズへの対応と併せて、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

また、基地問題や島しょ性といった沖縄特有の諸事情により、経済的自立への展望を拓くまでには至っていない状況にある。併せて、県民の所得水準は全国平均の7割程度、失業率も全国平均に比べ高い水準で推移し、財政依存度も高いまま今日に至っている。

さらに、地方分権が進展する中で三位一体改革の影響により、地方財政は極めて厳しい状況に直面している。沖縄県及び県下52市町村においてもその例外ではなく、平成16年度予算では、32市町村が前年度を下回るマイナス予算編成を余儀なくされているほか、47市町村が基金を取り崩すなど厳しい状況に陥っている。今後の沖縄県経済は観光関連産業を中心とする第三次産業や一部製造業の伸びが期待されるものの、公共投資等の減少により、厳しい経済情勢となることが予想される。

(2) 自立的経済発展、地域再生に向けた基本方向

沖縄県の現状と課題を踏まえつつ、沖縄の地域特性を十分に発揮したフ

ロンティア創造型の振興策への転換が求められるなか、平成 14 年度に沖縄振興特別措置法に基づき沖縄振興計画が策定され、沖縄振興の向かうべき方向性と基本施策が明らかにされている。

すなわち、沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、平和と安らぎと活力のある沖縄県を実現することとしている。

本計画は、沖縄振興計画の基本方向に則り、民間主導の自立型経済の構築を目指すものである。

現在、観光・リゾート産業が沖縄のリーディング産業としての位置を確立しており、また、情報通信関連産業が新たなリーディング産業として期待されている状況にある。さらに、特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業、国際物流関連産業、沖縄の地域特性や資源を積極的に活用した健康バイオ産業、環境関連産業等が戦略的に振興すべき重点産業として期待されている。これらの産業を発展可能性の高い産業領域として位置づけ、これらの産業を中核として民間主導の自立型経済の構築を図る。

併せて、県民生活の安定向上と産業経済の持続的発展の基盤づくりの一環としての水道施設等の整備を推進するとともに、自主性、主体性を発揮した意欲的な取組みにより、地方分権時代にふさわしい地域づくりを進めていく。

(3) 工業用水から水道への水源転用を行う意義

沖縄県では、自立型経済の構築のため、観光・リゾート産業、情報通信産業、製造業等、沖縄の地域特性を生かした産業を中核とした産業振興を図ることとしている。本県の目指す多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地を形成するために、低廉で安定した水の供給は欠くことのできない重要な要素である。また、情報通信産業の集積を図るためには、世界の IT ビジネスにとって魅力ある快適な都市環境が不可欠であるが、豊富、低廉、清浄な水の確保はこのような都市環境を成立させる重要な要素である。さらに、健康バイオ関連産業、泡盛産業といった沖縄の地域特性を生かした産業の育成や県民の快適で潤いのある生活環境の構築を図るうえでも水は必要不可欠なものである。

沖縄観光は、美しい海と豊かな自然等魅力ある地域特性を生かし、高齢化社会に向けた健康保養滞在、文化交流、ウェルネス及びエコツーリズム等多様なニーズに対応した質の高い通年・滞在型の観光・リゾートの実現を目指している。中・長期滞在型観光や観光客の増加及び多様化するニーズに対応した宿泊施設の整備のほか、観光行動の多様化に対応した交通体系の整備、

観光資源・施設等の魅力の拡充を図る必要がある。

なかでも、魅力的な観光地の形成を図るために、ホテル、旅館等宿泊施設やレストラン等観光客利用施設における清潔な環境保持が必要であり、低廉で安定した水の供給が不可欠である。しかし、近年、降雨量が平年値を大きく下回り、観光を主要な産業とする離島において給水制限を余儀なくされる例があるなど、厳しい水事情が地域経済の不安定要素となっている。

情報通信産業の振興においては、内外の経済社会情勢に対応した企業集積を促進するため、快適な都市環境を構築する必要がある。産業のグローバル化、メガコンペティションの進展に対応し、日本経済を回復させ新たな成長軌道に乗せるため供給構造の改革が求められているが、都市環境の整備も供給構造改革の大きなテーマであり、居住者の生活の快適性や高コスト構造の改善が大きな課題となっている。

今後成長が見込まれる IT 関連、生活文化関連、医療福祉関連等の企業は、顧客や従業員にとってよりよい生活環境を求めて立地する傾向があり、居住性に優れた住宅、市街地再開発事業等の都市インフラの重点的・効率的整備や、交通渋滞の緩和等の施策を推進し、産業基盤として国際競争力に優れた快適な都市環境を構築する必要がある。低廉で安定した水の供給も、このような都市環境の整備を図る上で欠くことのできないインフラ整備の一つである。

製造業について、沖縄県の工業用水料金の割高さが企業集積を阻害する一因とされているところであり、今後の製造業の集積・育成を促進する上で、工業用水料金を安定した水準で維持することが必要である。しかし、沖縄工業用水道事業は、水源 63,600 m³/日、供給施設 105,000 m³/日の施設能力に対し、実需要は 20,000 m³/日程度と低迷しており、多額の累積赤字を抱え厳しい経営環境にある。将来にわたり工業用水料金の安定化を図るため、水源等の有効活用が求められているところである。

このように、沖縄県では、沖縄振興計画の下で、自立的経済発展に向けて、積極的な施策の展開が行われているところである。これらの施策のなかでも、工業用水から水道への水源等の転用は、新たな財源を必要としない水道水源の確保による低廉で安定した水の供給を実現するとともに、工業用水道料金の安定化を実現し、自立的経済発展を牽引する中核産業として期待されている観光・リゾート産業、情報通信産業及び製造業等の振興に資するものである。

また、低廉で安定した水の供給は、快適で潤いのある生活環境を整備し、県民が安らぎと潤いのある生活を享受できる地域社会を形成する上で不可欠

であり、さらに、新たなダム建設に代わり既存水源を有効活用した水道水源の確保を図ることは、沖縄が世界に誇れる財産である美しい自然環境と社会経済活動との調和を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築に大きく寄与するものである。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 自立型経済の構築の支援

沖縄県では、自立型経済の構築を目指し、沖縄振興計画の最終年度である平成 23 年度における産業振興の目標を次のとおり定め、雇用機会の創出についても新たに 51,000 人の雇用を創出するとしているところである（沖縄振興推進計画）。観光・リゾート産業をはじめとする中核的な産業の振興を図るため、多くの施策が積極的に展開されているところであるが、なかでも既存水源の有効活用による水道水源の確保及び工業用水道料金の安定化を図ることは、沖縄県の自立型経済の実現に大きく寄与するものである。

観光・リゾート産業

沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業については、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成に向け、「国際的海洋性リゾート地の形成」、「国民の総合的な保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進」、「コンベンション・アイランドの形成」、「国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化」、「産業間の連携の強化」等に係る施策を推進することにより、平成 23 年度の入域観光客数を 650 万人、平均滞在日数 4.18 日を目標にし、また、観光収入については 7,085 億円を見込んでいる。

情報通信産業

今後のリーディング産業として期待されている情報通信産業は、情報通信産業振興地域制度や情報通信産業振興特別地区制度の活用、通信コストの低減化等による企業立地の促進、コンテンツや先進的アプリケーションの集積によるコンテンツ制作分野・ソフトウェア開発分野の振興等を図ることにより、生産額 3,590 億円を見込んでいる。

製造業

製造業については、一層の発展を図るため技術及び研究開発力を高めるとともに、県内外における競争力強化に努めることにより、製造品出荷額 6,058 億円を見込んでいる。

オキナワ型産業

沖縄の地域特性を生かした比較優位性のある産業を「オキナワ型産業」

として、健康バイオ関連産業、泡盛産業、観光土産品関連産業、環境関連産業、海洋深層水関連産業及び工芸産業を戦略的・重点的に振興することにより、健康食品関連売上高 511 億円、泡盛出荷額 380 億円、工芸品生産額 62 億円を見込んでいる。

(2) 県民の快適で潤いのある生活

県民の快適で潤いのある生活環境づくりにおいても、既存水源の有効活用は、県民への安定した水の供給の面及び快適な都市空間づくりの実現の面で大きく寄与するものである。

(3) 循環型社会の形成促進

沖縄県は亜熱帯海洋性気候や島しょ性により、他の地域とは異なる貴重で生物的多様性に富んだ環境を有しているが、島しょ性ゆえの脆弱な自然環境が存在する。そのため、健全で恵み豊かな環境を明日の世代へ引き継ぐことのできる「豊かな自然環境に恵まれた安らぎと潤いのある沖縄県」の実現を目指し、「環境への負荷の少ない循環型の社会づくり」「人が自然と共生する潤いのある地域づくり」「環境保全活動への積極的な参加」「地球環境の保全に貢献する社会づくり」を基本目標に掲げ、環境保全・創造に取り組んでいる。

沖縄県は、南北に細長く高い山岳もない地形的条件のため大きな河川に恵まれず、大規模な水源開発には多くの困難が伴う不利性が存在する。このため、新たなダム等の開発に代わる既存水源の有効活用は、水源開発による周辺環境への負荷を低減し、循環型社会の形成を図るうえでも大きく貢献するものである。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

別表 1 1 0 4 0 1 「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」

別表 2 2 1 1 0 1 0 「既存水源、工業用水道施設の有効活用に伴う転用」

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

沖縄県は、自立型経済構築に向け、観光・リゾート産業、情報通信産業、製造業等の振興を推進しているところであるが、これらの産業振興を図るため、100の事業を国、県、市町村、民間等により実施することとしている。主な事業は次のとおりである。

(1) 新たな海洋性リゾート拠点の整備

ショッピング観光拠点の整備、国営公園及び周辺地域の整備、部瀬名地域の整備を促進するとともに、新たな海洋性リゾート拠点を整備する。主な取

組みとして、中城湾港泡瀬地区、中城湾港西原与那原地区等におけるマリナーや人工海浜等の整備等を推進する。

(2) 健康保養型観光推進事業

健康増進や保養を目的とした観光を促進するとともに、県産食材による食の提供やメニューの開発、普及を促進する。また、高齢者や障害者に優しいバリアフリーの県土づくりと健康保養関連施設の整備を促進する。主な取り組みとして、民間と協同した長期滞在が可能な観光メニューの開発等を推進する。

(3) エコツーリズム推進事業

環境保全型自然体験活動を推進するため、自然体験ガイドの養成や県立自然公園及び拠点施設等の整備を促進する。主な取り組みとして、エコツーリズム推進体制の整備、モデル地域におけるエコツーリズムの実施、自然特性に合わせたガイドラインの作成等を行う。

(4) 情報通信産業振興支援事業

情報通信産業振興地域等の制度や通信コストの低減化支援策の活用を促進するとともに、コンテンツやアプリケーションの集積、一元的な企業支援体制の構築により情報通信関連産業の振興を図る。主な取り組みとして、㈱トロピカルテクノセンターが実施する通信コストの低減化事業に応募し選定された企業に対する沖縄県情報産業ハイウェイの無償提供、回線使用料への補助。

(5) 沖縄デジタルアーカイブ整備事業

情報通信産業の中でもコンテンツ分野の振興を図るため、沖縄の文化遺産、文化情報等に関するコンテンツ制作及びコンテンツ提供を行う。

(6) 新規製品化研究開発コーディネート事業

沖縄の地域特性を生かした比較優位性のある産業を「オキナワ型産業」として、健康バイオ関連産業、泡盛産業、観光土産品関連産業、環境関連産業、海洋深層水関連産業及び工芸産業を戦略的・重点的に振興する。そのため、商品化、企業可能性の高い製品の研究開発から、マーケティング、販売までのコーディネートを行う。

(7) 健康食品産業競争力向上支援事業

沖縄の地域特性を生かした、健康食品製造企業の行う高付加価値商品や高品質商品の開発を支援する。

(8) 沖縄産学官共同研究推進事業

産学官連携による研究開発を促進し、県内企業の新商品開発等を支援する。主な取り組みとして、沖縄県工業技術センターを核とした産学官で構成する研究共同体が実施する研究プロジェクトを支援する。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別 紙 1 (支援措置番号： 1 0 4 0 1)

1 支援措置の番号及び名称

別表 1 1 0 4 0 1 「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」

2 当該支援措置を受けようとする者

沖縄県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容

沖縄県では、水道事業においては水源が不足している一方で、工業用水道事業では、施設能力 63,600 m³/日に対して契約水量が 20,000 m³/日と多くの未利用水を抱えている。そのため、貯水施設（水源）及び供給施設のうち将来の需要見通し 30,000 m³/日を超える分を水道事業に転用する。

その際、公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除の適用により、工業用水道から水道への水源等転用を行い、水道水源を確保するとともに、工業用水道料金の安定を図ることで、観光・リゾート産業にあっては安定給水の確保による通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成の実現促進、情報通信産業の集積を図るための魅力ある快適な都市環境に不可欠である豊富、低廉、清浄な水の確保、健康バイオ関連産業、泡盛産業といった沖縄の地域特性を生かした産業の育成や工業用水の安定化による製造業の集積・育成の促進等により、沖縄振興計画に基づく自立型経済構築を支援する。

別 紙 2 (支援措置番号：2 1 1 0 1 0)

1 支援措置の番号及び名称

別表 2 2 1 1 0 1 0 「既存水源、工業用水道施設の有効活用に伴う転用」

2 当該支援措置を受けようとする者

沖縄県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容

沖縄県では、今後とも人口・観光客の増加、産業の進展等に伴い水需要の増加が見込まれ、水道事業では、国と協力して「羽地ダム開発事業」「沖縄東部河川総合開発事業」「沖縄北西部河川総合開発事業」のダム開発事業と県独自で豊水取水による「西系列水源開発事業」の水源開発事業を推進し、併せて、水道用水供給施設の整備を推進している。

一方、工業用水道事業は、施設能力 63,600 m³/日に対して契約水量は 20,000 m³/日程度で低迷しており、今後も需要の飛躍的な伸びが期待できず、累積赤字を抱え財政的に非常に厳しい状況にある。

工業用水道事業では事業規模適正化に向けて事業再評価を行い、平成 15 年 12 月に第三者機関である沖縄県企業局事業再評価委員会から、計画給水量を現行 105,000 m³/日から 30,000 m³/日に見直したうえで事業を継続し、余剰水分については水道へ転用すべきとの具申を得た。

これを受けて、沖縄県では、水道事業における安定水源の確保と工業用水道事業の規模の適正化による健全経営の確保に向けて、工業用水の水道への転用を進めているところである。

しかし、三位一体改革による補助金削減等により水道事業の財源確保が厳しい状況となっている。今後の施設整備にあたっては、建設コスト縮減はもちろんのこと既存資源の有効活用をはじめとした経費削減を、創意工夫をもって推進していく必要がある。そのため、平成 16 年度中に発出される通達に沿って、当該支援措置を活用することにより、水道水源の確保を図るとともに、今後の補助金削減等にも対応した水道用水供給施設の整備を推進する。併せて、事業規模の適正化による工業用水道料金の安定を図る。

これにより、観光・リゾート産業にあっては安定給水の確保による通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成促進、情報通信産業の集積を図るための豊富、低廉、清浄な水の確保による魅力ある快適な都市環境の形成促進、さ

らには、健康バイオ関連産業や泡盛産業といった沖縄の地域特性を生かした製造業の集積・育成等が図られ、沖縄振興計画に基づく自立型経済構築を支援することができる。